

# 令和8年度 伏見中学校 学校いじめの防止等基本方針

## 1 総則

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条と、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、さらに京都市での「京都市いじめの防止等取組指針(平成29年9月改定)」の改定を踏まえ、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

### (2) 基本理念

本校の学校教育目標である、「ふるさと伏見を愛し、未来を拓く生徒の育成」内に策定する、自ら学ぶ意欲を持つ生徒、互いを認め、自らを律することのできる生徒、心身ともに健康で、粘り強い生徒の育成が本校におけるいじめ防止の基本となる。

いじめは、すべての生徒に関係する問題(※)である。いじめの防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

※国立教育政策研究所の追跡調査では小4～中3の6年間で、9割程度の児童生徒がいじめに巻き込まれている(国立教育政策研究所『いじめ追跡調査 2013-2015』2016年)

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### 【いじめ対策委員会(不登校対策委員会を兼ねる)】

#### (1) 構成員

校長 教頭 副教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年主任 生徒会主任 養護教諭  
総合育成支援教育主任 スクールカウンセラー SSW

#### (2) 役割

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。
- ・ケースによっては、児童相談所、警察機関、市教委への報告と協議を行う。

#### (3) 開催時期

月1回(※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。)

#### (4) 周知方法

いじめ対策委員会について、1年生は学年集会で、2・3年生には始業式で周知する。

### 【補導部会】

#### (1) 構成員

校長 教頭 副教頭 生徒指導主事 補導主任 各学年補導係 養護教諭 スクールカウンセラー  
SSW

#### (2) 役割

- ・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に生徒理解を行い指導に活かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

#### (3) 開催時期

週1回

## 3 学校いじめ防止プログラム

### (1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

#### ・ 授業改善(キャリア教育)

本校では学校教育目標を「ふるさと伏見を愛し、未来を拓く生徒の育成」とし、学校教育の根幹をキャリア教育としている。一人一人のキャリア育成のため、主に総合的な学習の時間で、自分自身をみつめ、地元である伏見の学習を通して、将来の自分、将来の地域、将来の京都等を考えさせる。その中で、自分と人や、人と人とのつながりが大切であること、協力・協働することで社会性が身につくことを学ばせる。

京都市独自の「教育課程指導計画(京都市スタンダード)」に基づく授業計画を作成し、そ

の計画のもと指導を徹底し、生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。特に「言語活動の充実」「コミュニケーション能力の育成」に重点を置いた学習内容や学習形態を工夫し、自ら学ぶ意欲と力を身につけさせる。

また、ICT・図書館を取り入れた授業も行っていく。各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律(学びの作法)の確立に努め、生徒の特性を把握し効果的な学習形態を工夫することで生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。公開授業週間、校内授業研究日、支部授業研修会などを通じて生徒がわかる授業づくりに努める。

- ・ 道徳教育

生徒の道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、保護者や地域の方々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。そのためにこれまで行っている道徳の授業のカリキュラムを大切にしながらもいじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うために年1回、校内の研究授業を行う。また、休日参観で道徳の授業を行い、生徒・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

- ・ 人権教育

日常のすべての教育活動において、人権尊重の精神を育むために、すべての生徒に、個々の違いを認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる人権尊重の精神を養い、差別を許さない実践的な態度を身に付けられるよう人権教育の充実をはかる。そのために、本校の課題を明確にし、3年間の系統立てた人権学習の内容を組み立て、道徳と連携し、身の回りの人権に関する内容についての指導を行う。

- ・ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実(生徒会・PTA・地域)

生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。また、京都市子ども未来会議のテーマやまとめを生徒に周知し、生徒自らが規範について考え行動実践できる力を育てる。生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。

職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。

機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していけるようにする。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・ 日常の生徒に関する情報共有

日常の生徒観察や随時の教育相談、学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて生徒のささいな変化に気づき、生徒の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実に行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い生徒の変化を早期に発見する。

・ 児童生徒に対する定期的な調査

日常の生徒観察に加えいじめに関する記名式アンケート、クラスマネジメントシートを年間2回実施し、生徒の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。

・ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

日常の随時の教育相談はもちろんのこと年2回(3年は1回)の教育相談週間(5・6月と10・11月)を設定し、前述のクラスマネジメントシート等生徒を多面的に観察・理解できるツールを活用して構造的な面談の中で生徒の育ちや困りを傾聴し、ともに伸長・改善する方向を探る。保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

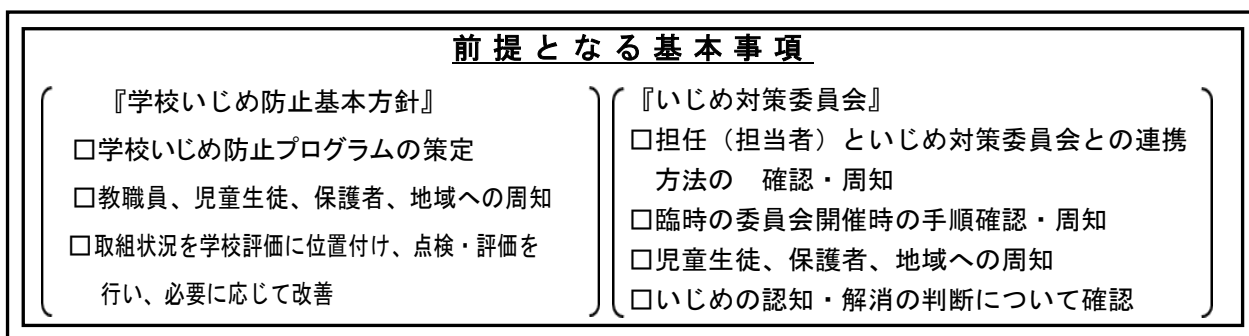
・ 基本的な考え方

初期段階のいじめや、解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し(いじめの認知)、解決に向けた取組を行う。

いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒又は保護者への支援、いじめを行った生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。

・ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

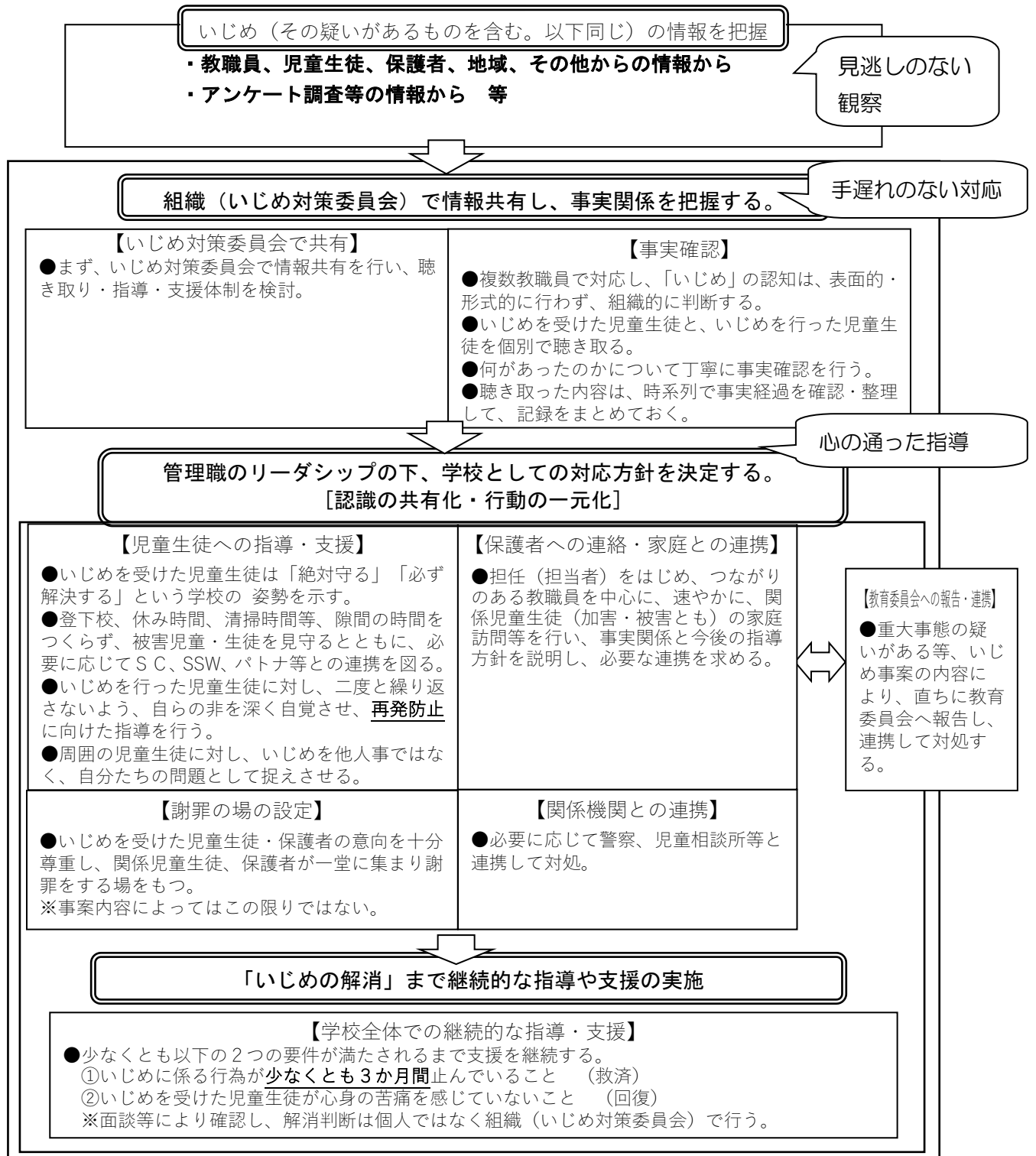
《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》



未然防止の取組(発達支持的生徒指導の充実)

- ・ 学習環境の整備
- ・ 道徳教育・人権教育の充実
- ・ 児童生徒同士の絆づくり
- ・ 授業改善
- ・ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防



・ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

校則の遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。

京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。

GIGA スクール構想推進授業、教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーや情報モラルを涵養する。

また、PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。

- ・「いじめの解消」の定義をふまえた見守り及び再発防止に向けた取組

いじめの解消には、「いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること」、また「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の要件を満たすが求められる。

教職員は、徹底して生徒の見守りに努めるとともに、丁寧に情報交換を行う。また、いじめ対策委員会は、情報を集約し、組織的、かつ具体的な対策を常に教職員に向けて発信する。

解消が見られた後も、再発や新たないじめの発生を防ぐ視点を持ち続け、定期的に組織や方針の見直しを行い、再発防止といじめのない学校づくりを目指す。

#### (4)教職員の資質能力向上の取組

- ・ 日常的に生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・ 校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する(複数回、年間計画参照)。
- ・ 定期的に生徒観察の視点点検(チェックシートの実施)を行い教職員相互で補完する。

### 4 保護者・地域、関係機関との連携

#### (1)保護者・地域との連携の推進に向けて

- ・ いじめ問題に対する理解を深める研修会(家庭教育学級や地生連での実施)を設定する。また、平素からスクールカウンセラーとの連携を密にしておく。
- ・ 「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・ 機会(平日参観・学校だより等)を捉え、いじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないことへの理解を広く求める。

#### (2)関係機関との連携の推進に向けて

- ・ いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害生徒の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、被害生徒の精神的ケア、加害生徒への指導を図る。

### 5 重大事態への対処

- ・ 基本的な考え方(定義)

#### 重大事態の定義

「いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認めるとき」

「いじめにより相当期間(30日を超える)の欠席を余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

いじめ事実の確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた生徒・保護者への支援、いじめを行った生徒への指導及び、保護者への助言、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携等の適切な措置を講ずる。

- ・ 重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の



7	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「クラスマネジメントシートの結果から」 ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」 「記名式アンケートの結果の共有」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・第1回記名式いじめアンケートの実施、学年集約と共有①	・三者懇談会 ・地域パトロール ・学校評価の実施
8	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「いじめ防止プログラムの見直し① PDCA サイクル」 「いじめに特化した夏季研修」に向けて ◆校内夏季研修会④ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」		・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール
9	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「学校評価の実施に向けて」	・小中連携連絡会 【1年】ジョイJOBランド		
10	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「学校評価の結果について① PDCA サイクル」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◇臨時いじめ対策委員会 ← 「情報の共有と組織的対応」 「記名式アンケートの結果の共有」 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」	・小中連携連絡会 ・伏中祭取組 ・伏中祭 体育の部 ・伏中祭 合唱の部	・教育相談の実施② ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・第2回クラスマネジメントシートの実施、学年集約と共有②	・学校運営協議会① ・地域パトロール
11	「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシートの結果から」 ◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」	・小中連携連絡会 【3年】学習会	・クラスマネジメントシートデータ保管 ・教育相談の実施② (3年進路相談)	・進路保護者会 ・入学説明会 ・三者懇談会 (3年のみ)
12	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「いじめ防止プログラムの見直し② PDCA サイクル」	・オープンスクール ・人権学習 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え	・記名式アンケートの保管	・三者懇談会 ・家庭教育学級 ・家庭地域教育学級

	「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・学年集会 ・小中連携連絡会 【2年】職場体験 【1年生】 薬物乱用防止教室		
1	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①(部会ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	【2年】 情報モラル教室		
2	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・性教育		・学校評価の実施 ・学校運営協議会 ②
3	◇いじめ・不登校対策委員会・補導部会 (週1回) 「学校評価の結果について③ PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムの見直し③ PDCA サイクル」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会		
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月)</li> <li>・「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」</li> <li>・「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」</li> <li>・「校内生徒指導研修」</li> <li>・「授業参観」</li> </ul> <p>※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。</p> <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「道徳教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、生徒の良好な人間関係の構築と充実を目指している。</p> <p>※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ・不登校対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ・不登校対策委員会」で、随時行い情報等を共有する。</p>				